

◆日本腎臓病薬物療法学会が単位として認める研修会の認定基準

- ①腎臓病薬物療法に関わる内容を主とするもの（注 1）
  - ②参加が一般に公開されており、参加希望者が自由に参加できるもの（注 2）
  - ③特定の薬剤や機器等の宣伝につながるものではないもの  
企業もしくは団体が営利事業として開催するものではないもの（注 3）
  - ④上記の項目などを考慮して本会が審査し認定したもの  
\*以上の認定基準を満たすものについて、実質 1.5 時間以上の研修を 1 単位として認定する。（最大 1 単位まで）  
\*共催メーカーによる医薬品情報の時間は研修時間・研修内容に含まない。  
製薬会社などが自社製品を取り上げて講演するものも含まない。
  - ⑤研修形態の種類としては、下記の項目を基本とする。
    - ・ 集合型研修（受講者が会場に参集する）
    - ・ 同時配信型研修（受講者が会場に参集しない）
    - ・ 集合型研修と同時配信型研修を組み合わせた研修
    - ・ 収録型の研修
- （注 1） 学会・研修会等の全体のうち一部分のみを独立した別の研修会として取り扱うことはできない。  
あくまでも学術大会・研修会等の全体が認定基準に合致するもののみを認定対象とする。  
腎臓病薬物療法に関わる内容を主とするものとは、  
「専門認定薬剤師テキスト第 2 版（腎臓病薬物療法ガイドブック）」に反せず、腎臓病薬物療法 専門・認定薬剤師にふさわしい水準を保っているものであること。  
そのため、演者は腎臓病薬物療法のエキスパートが望ましく、他の疾患や統計学などに腎臓を絡めた内容では単位基準として認められない。
- （注 2） 日本腎臓病薬物療法 専門・認定薬剤師のための単位基準として認定するため、当学会ホームページへの掲載は必須とする。
- （注 3） 営利企業が単独で主催する研修会は認定対象外とする。  
製薬メーカー等、営利企業の担当者は申請者になることはできない。  
また、研修会を主催・共催する機関は、会則・役員一覧・機関印などがある機関に限る。

- ◆日本腎臓病薬物療法学会が単位基準として認める研修会の登録から開催までの流れ  
詳細は、「(主催者用) 研修会申込システム 取扱説明書」に記載

### 1. 研修会開催申請料を納入する (申請料は 5. を参照)

原則として、研修会 1 回につき 1 申請料を納入し納入の写しをアップロードすること。  
(振込先は表 1 を参照)。

原則として一度納入した申請料は返却しない。

審査の上、認定されない場合も申請料は返却できかねるため上記の認定基準および提出書類の不備に注意して申し込むこと。

### 2. 研修会開催計画書等をアップロードする

日本腎臓病薬物療法学会 会員専用ページ内から申請するものとする。

研修会開催予定日の 3 週間前までに申請すること。

研修会 1 回につき下記 1 セットをアップロードすること。

提出物

- ・主催する機関の会則と役員一覧表 (初回申請時のみ)
- ・研修会のプログラムまたは開催案内 (開催内容・開催時間などが明確に示されているもの)
- ・申請料納入の写し、キャプチャ等

#### \*研修会内容に変更が生じた場合

新たに変更後の研修会開催計画書を作成し「変更のため再提出」と計画書に朱記し再申請してください。

- ・変更のない部分も記入すること。
- ・変更内容が分かるプログラムまたはそれに準ずるものを添付する。
- ・変更内容によっては単位基準の認定が取り下げられることがある。

### 3. 認定され認定通知書を取得するまでの流れ

事務局は終了報告の内容を確認後、終了報告時に要望のあった参加者について認定証をダウンロードできるように設定する。

認定証取得が許可されると、各参加者へメールで通知が届くので参加者はメールに記載のリンクまたは、会員マイページの研修会の参加状況からダウンロードページを開き、認定証をダウンロードすること。

#### 4.研修会終了報告の入力

Web 開催の場合は入退室時間が分かる参加者リストをアップロードすること。

研修会終了報告書は研修会終了後、2 週間以内に提出すること。

研修会終了報告書が期限内に提出されない場合は、認定取り消しとなることがある。

また以後、その機関による研修会は単位基準として認定しないものとする。

#### 5.研修会開催申請料

2,200 円

表 1 振込先

<b>ゆうちょ銀行</b>
支店 七一八（ナナイチハチ） 普通 1961568
ニホンジンゾウビョウヤクブツリョウホウガツカイ
<b>郵便振替口座</b>
記号 17160 番号 19615681 ニホンジンゾウビョウヤクブツリョウホウガツカイ

改定 2023 年 2 月 25 日 理事会決定事項

\*本改定内容は、2023 年 4 月以降に開催される研修会が対象となります。

\*2016 年 10 月の改定により、症例検討会などのワークショップ形式のものも地域連絡協議会に登録された組織が主催した場合、単位基準として認められることになりました。症例検討会などはテーマを公表し内容を詳細に示した計画書を別途提出した場合に審査の対象となります。